加古川市保育体制強化事業補助金交付要綱

令和5年11月28日こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で加古川市保育体制強化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)保育所 市内に所在する児童福祉法(昭和22年法律第 164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。)のうち、設置者が加古川市以外のもの。
 - (2) 認定こども園 市内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、設置者が加古川市以外のもの。
 - (3)地域型保育事業所 市内に所在する法第24条第2項に規定する家庭的保育事業 等の事業所(法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。)のうち、設置者が加古川市以外のもの。

(補助事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、保育支援者の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置とし、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たすものとする。
 - (1) 保育支援者の配置
 - ① 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務のいずれかを行うものとする。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- イ 給食の配膳・あとかたづけ
- ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- オ 児童の園外活動時の見守り等
- カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ② 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)に配置された者とすること。
- ③ 本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容及び職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(保育支援者の配置を除く。)を記載した実施計画書を提出すること。
- (2) 児童の園外活動時の見守り等
- ① 散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、 道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うこと。
- ② 本業務を行う者は、保育士資格を有さず、市長が認めた交通安全に関する講習 会等を受講した者であること。
- ③ 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意 事項」(令和元年6月21日)に留意して実施すること。
- (3) スポット支援員の配置
- ① 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が 必要な時間帯にスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を行うこと。
- ② スポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者とすること。
- ③ スポット支援員は、保育所等が本条第1号の事業と合わせて実施する場合は、本条第1号で配置した保育支援者とは別に配置すること。

(補助の対象者)

- 第4条 補助事業の対象となる者は、前条各号に定める補助事業の区分に応じて、次 の各号に掲げる施設を経営する者(以下「補助対象事業者」という。)とする。
 - (1)保育支援者の配置

保育所、認定こども園

(2) 児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置

保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(補助金の種類等)

第5条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第5条第1号に規定する事業計画書は、第3条第1号③に定める実施計画書を兼ねるものとする。

(実績報告)

- 第7条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費の支払状況が確認できる書類
 - (4) その他市長が事業の実施状況を確認するために必要と認める書類

(補助金の返還)

- 第8条 補助対象事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入 控除税額報告書(別記様式)により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控 除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えると きは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の 返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部 を市に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年11月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 (失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

補助金の種類	補助事業名	加古川市保育体制強化事業			
	性質	事業費補助			
	目的	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育 に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減すること によって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び 離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備す るとともに、児童の園外活動時や特に見守りが必要な時 間帯の安全管理を図ることを目的とする。			
補助金の範囲	対象となる経費	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ※子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付又は他の補助事業の対象となっている経費については、補助対象経費としない。			
補助金の補助率又は額	補助率	10分の10			
	補助金の額	各月の補助対象経費の合計金額と、以下に定める補助基準額を比較して、低い方の額の合計額に補助率を乗じて得た額。 (1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) 1 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円			

- ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取
 - り組む場合、1に下記の金額を加算
 - 1か所当たり月額 45,000円
- ②その他の場合
 - 1か所当たり月額 45,000円
- ※①、②は1か所につき一方のみ
- 3 スポット支援員の配置1 か所当たり月額 45,000円
- ※2、3は1か所につき一方のみ

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控 除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度		年度	補助金の名称		
交付決定年月日	年 月	П	交付決定番号	第	号
補助金3	交 付 決	定額			円
補 助 金 の 減額した消費税等	交付申請	時 ※1			円
消費税及び地方確定した消費税等		こより ※2			円
補 助 金 i (※2の額から※1		当 額 (た額)			円
添付	資	料	 補助金交付決 補助金確定通 その他(補助 		る資料)